

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【経済的アクセス関係】(詳細版)

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
食品アクセスの確保に向けた取組を推進する体制の構築に向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援する。	都道府県、市区町村	現状・課題の調査・分析	調査経費(調査員手当、調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)	定額(上限300万円/か所)	●食品アクセス確保対策推進事業	https://www.maff.go.jp/i/supply/hozyo/syouan/240222_141-3.html	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課	食品アクセス企画G 03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp
第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進する。	①都道府県を通じた取組:都道府県一民間団体等(都道府県、市区町村を含む) ②都道府県域を越えた取組:民間団体等(都道府県、市区町村を含む)	こども食堂等の共食の場の提供等	共食の機会の提供に係る費用等	1/2補助 ※食材費について ①都道府県を通じた取組:補助上限額100万円(交付上限額50万円) ②都道府県域を越えた取組:補助上限額300万円(交付上限額150万円)	●消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	https://www.maff.go.jp/i/syokuiku/torikumi/kouhukin/r6.html	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課	食育推進G 03-6738-6558 shokuiku@maff.go.jp

<p>1 円滑な食品アクセスの確保推進</p> <p>国民の円滑な食品アクセスを確保するため、①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置、②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置、③地域における食品アクセスの現状・課題の調査、④課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。</p>	<p>1について ①～③:都道府県、市区町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、社会福祉協議会</p>	<p>1について ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査</p>	<p>1について ①地域協議会の活動経費(事務局員手当・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③食品アクセスに関する調査経費(調査員手当、調査員旅費等)</p>	<p>1について ①～③:定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) ※2年目は3/4補助、3年目は1/2補助</p>				
<p>2 食品アクセス確保の取組の全国展開</p> <p>相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図る。</p>	<p>2について 民間事業者</p>	<p>2について 相談窓口の設置等による食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組支援、先進的な事例の収集・活用等</p>	<p>2について 地域協議会の相談窓口(スタートアップ支援)に係る費用、事例集・PR作成に係る費用等</p>	<p>2について 3,511万円</p>	<p>○食品アクセス緊急対策事業</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/yosan/torikumi.html</p>	<p>農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課</p>	<p>食品アクセス企画G 03-3502-5723 shokuiku@maff.go.jp</p>
	<p>1について ④:都道府県→民間事業者等</p>	<p>1について ④課題解決に向けた計画の策定・実行 (1)食品アクセス困難者への食料提供の充実 (2)国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進 (a)食品アクセスの質の向上 (b)食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動</p>	<p>1について ④課題解決に向けた計画の策定・実行 (1)食品アクセス困難者への食料提供の充実;食料提供を行う団体の新規設立及び取組拡大に係る経費(求人費、研修開催費、厨房設備費(リース)、配送車両費(リース)、冷蔵保管設備費(リース)等)等 (2)国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進 (a)食品アクセスの質の向上:農林漁業体験機会の実施に係る費用、学校給食等を通じた地元食材の提供に係る費用、共食の機会の提供に係る費用等 (b)食品アクセスを支える消費行動の促進に向けた啓発・広報活動:コンテンツの作成に係る費用、交流会の開催に係る費用等</p>	<p>1について ④:1/2補助 ※(2)の補助額が(1)の補助額の概ね7割を超えないものとする。</p>		<p>https://www.maff.go.jp/i/supply/itaku/sonota/index.html ※うち、令和5年度食品アクセス緊急対策委託事業(食品アクセス確保の取組の全国展開)</p>		

<p>孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。</p>	<p>都道府県</p>	<p>1 地方における孤独・孤立対策推進事業 都道府県を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る取組を支援する。</p>	<p>1 地方における孤独・孤立対策推進事業 人件費、諸謝金、旅費、会議費、雑務費等</p>	<p>1/2補助</p>	<p>●孤独・孤立対策推進交付金</p>	<p>準備中</p>	<p>内閣官房孤独・孤立対策担当室</p>	<p>03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp</p>
	<p>中間支援組織</p>	<p>2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業 広域的活動を行う中間支援組織を対象として、孤独・孤立対策に取り組む中小規模のNPO等への運営能力の向上や活動基盤の整備に係る取組を支援する。</p>	<p>2 孤独・孤立対策担い手育成支援事業 人件費、諸謝金、旅費、会議費、雑務費等</p>	<p>2/3補助</p>				
<p>誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が予防等の観点からも重要であることから、地域における官民連携モデルや予防等に資する取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。</p>	<p>民間団体→地方公共団体(市区町村)</p>	<p>1 地方版官民連携プラットフォーム事業 地方公共団体(市町村)を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行う。</p>	<p>1 地方版官民連携プラットフォーム事業 謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、孤独・孤立に係る調査・アンケート・データの分析等外注にかかる経費等</p>	<p>定額</p>	<p>○地域における孤独・孤立対策モデル調査</p>	<p>準備中</p>	<p>内閣官房孤独・孤立対策担当室</p>	<p>03-3581-4531 kodoku.koritsu.taisaku.k7x@cas.go.jp</p>
	<p>民間団体→NPO法人や社会福祉法人等非営利団体</p>	<p>2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業 NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行う。</p>	<p>2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業 人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等</p>					

<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせた支援を行う。</p>	<p>都道府県、市区町村→エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者</p>	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ※こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等</p>	<p>エネルギー・食料品価格の高騰分等</p>	<p>地方公共団体による。</p>	<p>○物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金</p>	<p>https://www.chisou.go.jp/tiki/rinikoufukin/luutenshien.html</p>	<p>内閣府地方創生推進室</p>	<p>事業実施の有無については、各都道府県・市町村にお問い合わせください。</p>
---	--	--	-------------------------	-------------------	----------------------------------	--	-------------------	---

<p>食品寄附等を促進し、食品ロス削減を推進するため、安全性・透明性を確保できる枠組みの導入に向け、ガイドラインの作成、モデル事業等を実施する。</p>	<p>民間団体</p>	<p>食品寄附等を促進するためのガイドラインの策定、モデル事業</p>	<p>調査経費(調査員手当・調査員旅費等)、分析経費(専門家謝金等)</p>	<p>定額 ※請負事業のため補助率等なし</p>	<p>●食品寄附等を促進するための枠組みづくり支援</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_240307_0001.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。食品ロス削減推進の取組として、フードバンク団体等の活動を支援する。</p>	<p>都道府県、市区町村→フードバンク等</p>	<p>食品ロス削減の取組</p>	<p>フードバンク団体等への支援費用</p>	<p>1/2補助</p>	<p>●地方消費者行政強化交付金(食品ロス関係部分)</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>現在、各主体(企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂、社会福祉法人等)に跨っている食品寄附に関する取組について、地域と連携しつつ国において共通API・データ標準化ガイドラインを作成し、モデル地域において、既存のシステムをベースに、国が作成した共通API・ガイドラインを活用して各ステークホルダー間のデータ連携・マッチングを図ることで、より適切な需給調整・食品寄附を促進する。</p>	<p>企業、自治体、フードバンク、フードパントリー、子ども食堂、社会福祉法人等</p>	<p>・国において1ないし2モデル地域と連携し、共通API及び連携するデータ標準化ガイドライン作成 ・策定した共通API及びデータ標準化ガイドラインを活用し、モデル地域における既存システム上のデータの連携・統合やマッチングのモデルケース構築 ・中長期的には、構築したモデルをベースに消費者庁で検討を進めている新たな食品寄附スキームに活用し、全国に拡大。</p>	<p>共通API及びデータ標準化ガイドライン作成に係る人件費等</p>	<p>定額 ※請負事業のため補助率等なし</p>	<p>○共通API等を用いた地域の食品寄附データ統合に向けたモデル構築</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_240307_0001.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室</p>	<p>03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>
<p>「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき、食品寄附への社会的信頼向上のための「食品寄附ガイドライン」の策定・普及を図る。</p>	<p>フードバンク等</p>	<p>食品寄附ガイドラインの活用</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>食品寄附ガイドラインの策定・普及</p>	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_231_222_010.pdf</p>	<p>消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室 関係省庁</p>	<p>(消費者庁) 03-3507-9244 no-foodloss@caa.go.jp</p>

<p>困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、子どもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。</p>	<p>社会福祉法人、NPO法人等の営利を目的としない民間団体(中間支援法人)→子ども食堂等</p>	<p>中間支援法人が採択した子ども食堂等に対する助成事業</p>	<p>賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役員費(雑役務費、通信運搬費、保険料)、委託費、借料及び損料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>補助率:10/10 ※上限 ・中間支援法人(上限:350万円) ・子ども食堂等(上限:3,500千円)</p>	<p>〇ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業</p>	<p>【公募終了】 https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/kodomo-svokui-koubo/</p>	<p>生活支援係 03-6859-0183 kateifukushi.seikatsushien@cfa.go.jp</p>	
<p>既存の福祉・教育施設などにおいて、気軽に立ち寄れる食事や体験等の場所を提供し、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応につなげる。</p>	<p>都道府県・市区町村→子ども食堂等</p>	<p>ア 食事(子ども食堂等)や体験(学習機会、遊び体験)の提供、子ども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業 イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)②子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業(継続支援) ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業 エ その他上記に類する事業</p>	<p>地域子どもの生活支援強化事業実施に必要な報酬、給料(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕費)、役員費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	<p>・補助率2/3 ・補助基準額:最大850.2万円(要支援児童等支援強化事業【加算措置】と合わせて最大1106.5万円)</p>	<p>〇地域子どもの生活支援強化事業</p>	<p>https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonohinkon/seika-tsushien/</p>	<p>子ども家庭庁支援局家庭福祉課</p>	<p>子どもの貧困対策担当 03-6859-0183 taisaku.kodomohinkon@cfa.go.jp</p>

<p>児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども食堂やこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。</p>	<p>市区町村→こども食堂、こども宅食等</p>	<p>市区町村から補助・委託を受けた宅食等を実施する事業者が行うこども等の見守り支援事業</p>	<p>支援対象児童等見守り強化事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、賞金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※1か所当たり上限 10,021千円</p>	<p>●支援対策児童等見守り強化事業</p>	<p>各自治体において実施</p>		
<p>1 こども宅食やおもつなどの物品を配布するアウトリーチ活動を行う民間団体等と連携し、支援が必要と思われる家庭を訪問しこども等の状況を把握した後、適切な支援につなげることができる体制の強化を図る。</p>	<p>1について 市区町村→こども宅食等</p>	<p>1について 市区町村から補助・委託を受けたこども宅食等の事業者が行うアウトリーチ型の支援事業</p>	<p>1について アウトリーチ支援・宅食事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賞金、報償費、共済費、需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※上限 1について 1か所当たり上限 5,218千円</p>	<p>○アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対策児童等見守り強化事業」の拡充】</p>	<p>各自治体において実施</p>	<p>こども家庭庁支援局虐待防止対策課</p>	<p>03-6859-0082 jidounetwork@cfa.go.jp</p>
<p>2 都道府県を介し、食事や食品・食料等の提供を行うこども宅食等を実施する事業者に対して、広域的に運営支援、物資支援等の支援を行う民間団体(中間支援法人)を活用することで、支援を必要とするより多くのこどもを把握できる体制の整備を推進する。</p>	<p>2について 都道府県→中間支援法人→こども宅食等</p>	<p>2について 都道府県から補助・委託を受けた中間支援法人が採択したこども宅食等への助成事業</p>	<p>2について アウトリーチ支援・宅食事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賞金、報償費、共済費、需用費、役務費、委託料、備品購入費及び賃借料等</p>	<p>・補助率2/3 ※上限 2について 1都道府県当たり上限 60,000千円 +周知啓発(2の加算) 1都道府県当たり上限 28千円</p>	<p>○アウトリーチ支援・宅食事業【「支援対策児童等見守り強化事業」の拡充】</p>	<p>各自治体において実施</p>		

<p>物価高騰による生活困窮者の増加に伴い、緊急的な対応が必要であるため、自治体と民間団体との連携の推進等により、生活困窮者自立支援の機能強化を図る。</p>	<p>福祉事務所設置自治体→自立相談支援機関</p>	<p>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ①支援策の多様化を目的とした特定非営利活動法人や社会福祉法人等との連携強化</p>	<p>【①の補助対象経費】 (ア)自立相談支援機関が連携する特定非営利活動法人や社会福祉法人等の取組を広報するための経費 (イ)フードバンク等から提供された食料等を保管するための経費 (ウ)特定非営利活動法人や社会福祉法人等から提供された現物を相談者へ送付するための経費 (エ)その他自立相談支援機関が特定非営利活動法人や社会福祉法人等と連携するために必要な経費(ただし、特定非営利活動法人や社会福祉法人等が独自に支援に取り組むための経費は除く。)</p>	<p>【補助率】 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 【上限】 ・基本基準額:管内自立相談支援機関1箇所あたり4,000千円 ・②のメニュー利用で以下の金額を加算(2,500千円(1団体あたり50万円。ただし、広域的な支援を実施している場合は100万円。)) 【②支援対象となる民間団体の要件】 ○地域の自立相談支援機関と連携が図られていること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、都道府県と連携が図られていること(いずれも、今後連携する予定の場合を含む。) ○地域のプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で、当該民間団体による支援を行うことが必要と認められること。または、複数の市町村において広域的な支援に取り組んでおり、かつ、当該団体又は当該団体が所属するネットワーク等が都道府県と連携することで、地域の生活困窮者への支援に資すると認められること等。</p>	<p>○生活困窮者自立支援の機能強化事業</p>	<p>各自治体において実施</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 地域福祉課生活困窮者自立支援室</p>	<p>03-6812-7848 jiritsu-model@mhlw.go.jp</p>
<p>物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進する。</p>	<p>福祉事務所設置自治体→NPO法人、社会福祉法人等</p>	<p>1. 特定非営利活動法人等と連携した緊急対応の強化のうち ②支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援</p>	<p>【②の補助対象経費】 地域の生活困窮者自立支援に取り組む上で、必要と認められる支援を実施するために必要な経費(食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借上料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費等)</p>	<p>【補助率】定額 【上限】 ①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体: 上限2,000万円 ②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体: 上限900万円 ③同一都道府県内での支援活動を行う団体: 上限700万円</p>	<p>○生活困窮者等支援民間団体助成事業</p>	<p>【公募終了】 https://www.wam.go.jp/hp/r5hosei/wamivosei/</p>	<p></p>	<p></p>
<p>物価高騰の影響下において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を推進する。</p>	<p>(独)福祉医療機構→NPO法人等 民間団体</p>	<p>(独)福祉医療機構において、生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、就労に向けた支援、食料の支援、こどもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、その他生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組へ助成 ※地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通して生活困窮者等を支援する事業については、助成事業選定において優先的に採択</p>	<p>助成対象事業を実施するために必要な以下の経費 謝金、旅費(国内旅費及び外国旅費)、借料損料(会場借料含む)、家賃、備品 購入費、消耗品費(燃料費、食材費及び会議費含む)、印刷製本費、通信運搬費、賃金、委託費、保険料、雑役務費、光熱水費、修繕費</p>	<p>【補助率】定額 【上限】 ①全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体: 上限2,000万円 ②2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体: 上限900万円 ③同一都道府県内での支援活動を行う団体: 上限700万円</p>	<p>○生活困窮者等支援民間団体助成事業</p>	<p>【公募終了】 https://www.wam.go.jp/hp/r5hosei/wamivosei/</p>	<p></p>	<p></p>

	民間団体等	1 専門家派遣等 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、専門家派遣等によるサポートを実施(委託)	専門家派遣等に係る人件費、謝金、旅費等	委託				
食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートや、食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に係る輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会等の開催費等を支援する。	民間団体等	2 先進的取組支援 食品事業者とフードバンク等による広域連携等の先進的な取組に対し、未利用食品の輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等を支援(補助)	未利用食品の輸送費、倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料)、活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等)	1/2補助 ※(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となる協議会。 (1)令和5年4月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 (2)こども食堂、こども宅食、生活困窮者、福祉施設等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。 (3)食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)から未利用食品の寄附を直接受けて、こども食堂等に食品を提供する計画を有すること。 (4)複数の市町村のこども食堂等に食品を提供する計画を有すること。	●食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等	https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2066 loss-non@maff.go.jp
食品原材料価格の高騰等の厳しい社会経済環境の中、食品の安定供給を図る観点から、食品ロスの削減が重要となっている。未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援する。	民間団体→フードバンク等	大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援	(ア)活動経費(人件費、謝金、旅費、保険料等) (イ)倉庫・車両等の賃借料(運搬用車両、一時保管用倉庫、入出庫管理機器の賃借料) (ウ)食品の輸送費	定額 ※(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となる協議会。 (1)令和5年1月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。 (2)こども食堂、こども宅食、生活困窮者、福祉施設等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。 (3)食品廃棄物等多量発生事業者(食品リサイクル法第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。)からの未利用食品の寄附を直接受けて、こども食堂等に食品を提供する計画を有すること。 (4)複数の市町村のこども食堂等に食品を提供する計画を有すること。	○食品ロス削減緊急対策事業	https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室	03-6744-2066 loss-non@maff.go.jp

<p>政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援する。</p>	<p>子ども食堂、子ども宅食</p>	<p>政府備蓄米の交付</p>	<p>—</p>	<p>【食事提供団体の要件】 ・食事提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、子どもごはんとして提供すること。 ・食事の提供を行う場所で、子どもごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 【食材提供団体の要件】 ・食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を子育て家庭に直接配付し、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。 ・政府備蓄米に加え、他の食材も併せて、子育て家庭に直接配付すること。</p>	<p>◎政府備蓄米の無償交付</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/saisan/kokumotu/bichikumai.html</p>	<p>農林水産省農産局穀物課 米麦流通加工対策室</p>	<p>03-3502-7950 syokuiku_gohan@maff.go.jp</p>
<p>国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入れ替えにより災害用備蓄食品の役割を終えたものについて、フードバンク団体等へ提供する。</p>	<p>フードバンク等</p>	<p>災害用備蓄食品の提供</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>◎国の災害用備蓄食品の有効活用</p>	<p>https://www.maff.go.jp/i/s/hokusan/recycle/svoku_loss/portal.html</p>	<p>内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省</p>	<p>各府省庁に直接ご連絡ください。</p>